風俗文選通釋

廿三　論
廿四　頌讚
　　書　序

へ利5
4218
10止

門ヘ利ら
號 4218
卷 10

風俗文選通釋

論 頌
讚 書
後序

此風俗文選通釋廿卷
安政五年[illegible]余[illegible]第地[illegible]
[illegible]書[illegible]百余冊
[illegible]十冊 [illegible]集 白[illegible]

[illegible]

風俗文選通釋卷之廿三

旅論　許六　仁不仁論　北枝
蕎麥論　許六

卷之十

論類

論ハ說文ニ議ル也廣韻ニ說ク或曰反復テ事情ヲ考ヘテ是非ヲ評議シテ物ノ道理ヲ明ラカニスルヲ謂ヒ論ハ

許六

旅論

易旅卦疏云旅者客寄之名羈旅之稱失其本居而寄他方謂之為旅

陰陽ニ從フ蒼生ハ是皆天地の蝍蛆也鮨食ヒ生ス蛆ハ

生涯の糧と為す所の者は菌ふ者なり
やうやく粮の糧を求めされば
粮の用ひ難き俗業
絶ひ乏しく落ちされば木啄の
て行ちかの国に住まる事無ふ奔走する旅客粮のみ
せ代る人婦なり
此者は世上の物は粮のみ
陸陽より後蒼生と人倫を新る事天地間の生
まれ出でいふと皆粮のみ
のも又ちと甚粮よせ代るものは
この部なり
彼の中ふ風雅を旅する人
領し大軍に将て従事する人は粮に
又その罪と為す又寛門の海に十二村が集りて
如何ぞ二義一義の神を満足して五脳が
養ふかを見る海世は二郡三八ヶ上ヶ月の一日の
糧一月の粮一年の糧一生の糧ヶ様ヶ其粮
ヶ海ヶ一又馬士郎の如ヶ心粮ヶ生涯
果て圓位風羅の如ヶ粮ヶ死ヶ
心の作ヶ作ヶ志の如ヶ百ヶ
乃海ヶ
此者ヶ粮人ヶ海ヶ遂ヶ風粮の粮ヶ海ヶ大軍
の将の罪ヶ甚粮ヶ粮の罪ヶ二義ヶ二義
の粮ヶ粮ヶ求ヶ甚志ヶ故ヶ大軍の将
二義ヶ二義ヶ得ヶ前ヶ二義ヶ二義ヶ

さいはひに二疏こ入てふくまれり性をも一ある士
の卿に其志同し固但風雅ハ西行法師と芭蕉翁と
是も指を死なんとそありて其の志の果を何れも
指に異なれハ其時となりて其の心の遠く別ハ
是非の彼ハ粮の為にし是ハ風雅の為なきこそこれ
こゝろへる如きことを

我むかし旅立文月のそらに出て五月の末いまて旅にありての
路に四百余里廿の身の上に論をとゝのふ太平の時を
罷ありといへとも其利益大ぶ増し吾今日の一飯をも
求めて五升の米を荷ふて東西に漂泊する馬子かる旅
りあの論に落ちて終ニハ兼務の為に餓死をなしさりともそれを
結めの蝗なれハ尽き虫の粮に飽をみなしきにいはれ

此旨評六か芭蕉の指とする也此旅ハ甲路紀行旅賊作を
いふの書に於てし評六ハ指ハ文粮の為にするの指をもて
太平の時の大利もあらし五升米の小利を荷ふて東西
漂泊にれハ彼の馬子か旅このまの論に落て終に指中の
兼の利能に餓死をなし是も志ハ風雅に於ゝて
またひとつ本を固位風雅の論に得て其人も詰めしの
蜘蟲集虫の飽を見しきにいはれ私いのハ旅路を目出の
指情の論しるゝ也

仁不仁論

北枝

此論ハ人ゝるものハ天地にさゝる物の最も大なるものとして
仁徳に従へきものなり其人心同しといへとも其仁不仁の

義利わかつハ其利を貪るして義を忘れ仁者
をすてゝ又不仁者をもうるものハ論ずるに発問せしむる
なり

猶作之人ハ信ずして鑑するのハ不仁なるやハ

此條一章の義ハ上ハ此條のうちを発揮して示すなり
論語を見るに不仁の義利の大同ハ皆ハ平生に拠却之に
人ゝるの生涯をけるとも知ずして義ハ又強く物に対する
の仁ハ仁ハ知ハ知ハ心意の公見を違ハ
知ハ毀ら人ハ仁をもふるとき不仁とハらふと其仁不仁
の義利ハ人の知安ゝ安ゝ安ゝ安ゝ安ゝ安ゝ安ゝ安ゝ安ゝ安ゝ
ゝゝハ猶作之人ハ軍陣之敵の対する矢ハ西ゝ
なるゝんと思ふる見人の身体を傷ふるハ義

人ハ仁をするの人ハ世業をする級仁をすゝ又多慮をする
みゝあゝ人ハ世業をする級人ハ仁をすゝ
なるゝゝゝゝ思ふる人ハ人の身体ハ破を傷ふるハ
思ふ見を世業をする級人ハ仁をすゝ
ゝふハ級仁不仁をすゝ世業をするゝゝ此條の
義ハ仁を見をわけゝ仁不仁のゝ各業をする上ゝるハ
るハ顕ゝゝゝ此條ハ要を公孫丑上篇の矢人豈不
仁於(ナラン)哉ゝふ河なるゝ人の思皆仁なるゝ
其ゝるゝの見ゝ廟ゝ其意ハ義ゝをするゆゝ
知ゝのゝ其ゝるゝの術を携ゝ仁ハ不仁の人をゝ

醫をなる人ハ國を医一医人の名目ハ行ゝて実ハ不仁なる
なり病者多ゝ癒ゝゝ人ハ名医ゝゝ医者ゝ

[illegible]ものなり仁の者一なり然れども
世に其業とする処の技術撰ぶし医者となるもまた仁不仁
[illegible]の仁術のうちなれたつ為て考へく論ずべき発語
いつくまで其業を為て仁不仁の差別自ら明らかなる
ものなれば其業を為ずして仁術を為すべきものなり
[illegible]人の病に医療をなす医師ことに世の仁術を為すべ
[illegible]ふる形医者も不仁なるものの為に医療をなす人の病に
[illegible]又人の病の治療を為ずして其者自ら仁にして其業に
[illegible]ふべしこれ国に医一人に医をなすものは
[illegible]国治まる世治まる晋平公は其国を治むべき
賢人居ずば遠き山野好色の美人に対して婚礼すべ
[illegible]

[illegible]ずして病に苦しむ者多し又国も滅亡すべき種
なり此時医師を以て国の其家を治むるの上医なり
国に医師と其治ずして人の疾に医師なるの上医なり
夫の治世なるして医の仁術なるものは世に稀なり
此徒なるして医の仁術なるものは世に稀なり
[illegible]又其[illegible]ふ不仁にして論ずべき其仁なる
所は何ぞ[illegible]ふる其医なるものの高財病者なるを療治して
病に相ふ人に為医[illegible]ものは医師なるを
所にまつ[illegible]ふ如き[illegible]
[illegible]ふ人の病に相ふ不仁の中にて
[illegible]ふ人の病に相ふ不仁といへる所にして業礼を為く
[illegible]人の多くは[illegible]
[illegible]

いはらんおなきこと不仁の事也よく道をやめたるのおれ
めとて人の病苦を憐みて救ひ療じてハ仁なりとそ
其利欲にひかされてきぎるを横行するハ仁をしと
いふ類なり然れハ医ハ仁なる術の内にも又不仁なる
ものありとそ
されハこそ以の藪医共ハやかましく仁といひてかりん
して病人をも見てうんざりし独用身時
僻をなす藪医ものにもあらず是も不仁なる事多し
此等ハ前段の一義にて前にハ療治せる医ハいふ義にハ
まして医の上にいふことを専とし為医ハ不仁の事一とて
されハこそ又彼の藪医共の見やうさらに仁といひてやむ
藪医共ハ一向に療治をしたいまでに人も数多作る

多くの病人をうけて救ふとするハ此時ハ薬をまでも
不仁なるへしとかく是又病人をうけとらて心得へきハ此の
藪医者ハ人の病に利とするなれ救ハずのもの仁也と
其実ハ不仁を其ふところにかき給して論せる之
もし身経て小事有に一義のもて人の為すへかりし
時ハいふる横もまかせていひ者に人ハ千将鎮郷を為す
事となりとて是かんへの人まいて千方も有をさきに方の事
其元通さは以上不理に関まて術なきのいふにてかれにかけ
如今のまぬ是を有ハ首にして如くきるへきかいふと是吾身にハ
是をわけて夫の病をみてやわらかにもとふ又ハ山村の巫瑞
僻も薬れ行出て所ハ仁なるかいかにて是もとよらんもれに住
これハて傷洞医者にかへる事なし

此ことは文箭にも見えて藪医者ともいふ又其證をあぐれば
矛楯の論のあるは韓非子難勢篇又難一の
文に見えたり其ことばに難一云楚人有鬻楯與矛者譽
之曰吾楯之堅莫能陷也又譽其矛曰吾矛之利於物
無不陷也或曰以子之矛陷子之楯何如其人弗能應也
夫不可陷之楯與無不陷之矛不可同世而立云云干将
鏌鋣ハ呉国の名剣也呉越春秋闔閭内傳曰使
鍛匠作為二枚一曰干将二曰莫耶莫耶ハ干将之妻也
云云 世に高名なる人は皆鍛へてこそよき業は得べく
さればやぶくすしは名医藪医者とよべる也是医者
坊主下手にて病家をもてなす事をのみ世渡りとして
謝礼をとりて今日の糧をもとむる其家は藪医者といふにや

徳とく今もその世渡るものは唐庵と医者坊主といふ
あまたの中にも甘草の一味にて病家をあしらふ
ものも多かれど其薬の名をも知らずして利を得んとす
是は名医にかくれなき人のきこえて世渡りはよろしき
ものにて隨遂まうさぬ又小村の堂守坊主をかたらひ
くすりもあたへて薬袋を持たせて其薬は能ききたりとて
世の人のしらぬ事をも知りたるやうにいひなして名医と
もてはやすにもいたりて医の術にはうとき者
あるは此のかしらのつとめてねがひをとげぬるものなり
蘇医者を陽坊ともいひ医者の類は汝村の藪若
解にある別名ありて此名はのちのちにまでもいふべし
又は藪生とかいふも仁の道にかなはざれば
しからず誠をもて医の道にすゝめば世の人の信をうるものなるべし
あはひ路あるにもありし人はこの道をも心得べし

此ニハ醫者の仁術なるも不仁と為て仁なり就て
其仁術なる抑醫者の仁術と世に言て云為る
所以仁術なるを仁術と思ふ人は稀なり
なり是を仁術と思ふ人あれば仁の任用み
活用を活用と云ふ仁なるを云へるも
是も人の死すべきを救ひ命を延るの
為なれば仁術なり然るに醫者の能
是此論の信語なるして一般の仁術と思ふ人多し
こゝに於て世業とする人牛馬の死するを利し
馬に養ひて多くの利を為ん為に猶多の
仁術無いうものハこれ死んを欲して又死んを欲して

活すハ仁なり然るハ仁ハ其利のいふ所なるを以て或ハ生を
欲して仁なり又死を欲して仁なり只其利を欲して
辛苦ハ不仁なり是ハ仁なり其利を
助んとするハ不仁なり医者も猶多の作業のごとく
其因縁を弱めて仁を偏せしこと
仁ハ求て得べからざるの術ハ
里を住こと仁なり里仁為美仁義の
賊き逸士のごとく仁なり孔聖もよろしく北枝ハ
物の稱すべきを以て久しくして經学を持ちたるも
和俗語を文章に形容するを知へし

此篇ハ人各好ところの行ひ好まるゝものハ
そこを好むものとほしゐハ常に其好まるゝ好と其好まる
ものとをもつて理窟をのべてみて[illegible]きハ他人の
道をもつて一篇のたとへとせるなり

天ハ天すなわち地ハ地なり[illegible]ものの時なるべき命行ふハ唯人
[illegible]ハ陽五行ハ[illegible]万物化生するゆえに聖人
[illegible]ハ陰陽をたすけ[illegible]天地ハ[illegible]
[illegible]聖賢の理窟[illegible]元来天地の
分別ハなし天ハ[illegible]ものを好む地ハ[illegible]ものを好む[illegible]
賢者の若[illegible]人ハ[illegible]ハ[illegible]
此篇ハ天地合[illegible]万物を化生するゆえ[illegible]
篇[illegible]人ハ天ハ好きものとして天ハ[illegible]ものと地ハ[illegible]

[illegible]陽五行ハ[illegible]万物化生するハ[illegible]
[illegible]ハ陰陽[illegible]
[illegible]ハ天地[illegible]の徳[illegible]
[illegible]化育の徳[illegible]
天地の[illegible]ハ聖賢の理窟[illegible]
[illegible]ハ何の[illegible]
[illegible]地[illegible]時屋敷の[illegible]
[illegible]天地[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]何人[illegible]命合[illegible]
[illegible]天ハ天[illegible]地ハ地[illegible]

自然と陰陽五行とすべて万物の化生する理
なり

性質ある人物山川草木をも愛して其の一物を好へるは其の物
好ムなり 而ハ雨好ハ風ハ風好きハ晴ハ晴好きハ暑ハ暑好きハ寒
聖人ハ聖人好ハ賢人好ハ賢人好ハ人物ハ物好ハ人物ハ人物
此ハ又天地の万物を其の一物を好ムなり

又ハ人物ハ人物の人物ハ人物の人物ハ人物
山川草木を愛して其の一物を好ムなり

世ハ儒釋道の好人世ハ位貴の好人世ハ富人
世ハ五倫五戒の好人世ハ人百の人
上ハ儒仏ハ儒仏崇敬の人聖人仏ハ
仏ハ儒ハ儒ハ高の家業の
ハ儒好ハ敬の一ハ胸中ハ
聖者ハ儒ハ君ハ仏ハ
ハ檀那ハ檀那ハ

大國の風俗にしたがひ始めてこれを
地に置くことは神代よりはじまれり
佛教大きに興りて
葬式のことは
秋はまた春風にして各々人間一種の業をなすこと
はなはだ人心を佛法に移すこと
百八禄月一日の法会
命日の法会
毎月六斎日
人物を敬
人物を敬
五戒八種氏の職業
五常八倫を仁義礼智信の
五倫五戒
五常の
夫婦の別
朋友の信
信者の
佛を信じ
敬の

みなく後への変法浅見出て李先生の静坐せしむるから
いふ人は禅宗の座禅と同義なりといへど権現を学ばしむる事
郷ハ葬祭を作りて権現の葬式の為に寺を建て國ハ洛陽の
葬地之妙徳出物之ハ宮殿のやうに葬式の事を
ならハ葬式の事は論ず下世の用二百ハのけてといふハ二親の
祥月命日の二日出て毎月になりたれハ後の月十五日ハ精進日
多くなりたる上品上生とハ觀経にいへる九品の如来第一の
御佛の道佛法にあらずして尊き世に安く思ひて人のする
也とて書きくれと悪佛をすすむる人を看破するもの
儒佛の最初ハ新らしくもなし次第くになりて聖人佛も
出来ず流に従ひて継ぎ絶へたるハ忽ち之を聖人出る[illegible]流の
佛も出世し玉ふなり

也と前にいひつけたる一意にて儒佛の最初ハ同じやうな
次第になり古くなりたれハ聖人ハ出ず佛も出ざれハ一筋に
好むハ知るべき事を知らずして継ぎ絶を立てて儒佛ハ去る
ものを好むへしといふ
もし堯の二女は許されハ舜も帰りて聖人の教へハ学
嫂溺れきさし人に依り手を取るへしめぐるハ堂上無軌の流にかはれ
や佛ハ切徳によりて達磨の功徳ハいたる道あるる是法の
いはれしみなさん其の用見るの人聖人佛になりて何の益あらん
只一家の中の聖人まて世の事をすけにはなりかくし家内住居通人
のまじハ工商農業の人ハ金銀田畑をかせぎめとるといはれ道ありてハけの
損得してたらせる非人分分なるそのままの時節の古へふ少しも似ず
あるゆゑて住居をなきさとて住なる聖人佛にならるへしせらるハ

あまり愚痴なる今時ハくらへ世の為人の為になるとて佛ハ世賀人
出佛として釈迦孔子なりといひたらん。り
此ハ儒佛の取りところ皆ふかく是れハ好みて善事とも云ふべし
論ずる人堯帝の二女娥皇女英を舜に妻合せ玉ひしは是
聖人の妻合せて孟子の嫂を救ふ事は予するの道なれど
をはなし合せとありしは孟軻の流りにて其所ハ取りたり
達磨も佛法の取りを見出して其取ハをくれし也今ハ定なし
しるし孟子離婁上篇曰淳于髡曰男女授受不親禮與
孟子曰禮也曰嫂溺則援之以手乎曰嫂溺不援是豺
狼也男女授受不親禮也嫂溺援之以手者權也是之
嫌疑をさくるは輕く溺るは救ふは重し是を救ふべき
以て世にいへるも其輕き事を取りて重き事に従ふべきと

いふなれハ此合せくる道理なくてハまた但男女婚の
別ハ堯舜の道を孟子より始りて不取達磨ハ南印度
香至王の子也九年寓出して壁觀胡僧と呼ばると云ともなり
此れ聖人佛は心をまもりてハ合するなりハ一篇の激論
して年月の事は好むとしきもの論するも
たとへハ温飩を好む人有り其子ハ蕎麦を切りて好むとてはたとへは
うとんを請ひ温飩方ハ是は切りにくきとて日夜胡蕎此偏
世まれも少し蕎麦を麦とし世の一統を蕎麦とハ蕎ハ是は好
麦ハ麦ずき天ハ天ずき地ハ地好きハ權者を捨して好し
又なれハ詩を作りて好みしき時歴史の我か大道の細說之
此言ハ至て婦好てをは切を取りて世の此編の論にして是は好
うとんずきの者を見てこれを儒佛を好むもの如し

[illegible]

風俗文選通釋卷之廿三終

風俗文選通釋卷之廿四

俳諧頌　李由　蕎麦切頌　雲鈴

酒徳頌　朱廸　石臼頌　芭蕉

頌類

頌ハ釋名ニいふか成功ヲ稱頌ス也ヲ頌ト云ふ其成功の形容ヲ叙述する名ハ毛詩の大序ニ頌者美盛德之形容以ヲ其成功告ヲ於神明者也ヲ宗廟の樂歌ニ其廟の德ヲ頌歌するの詩ヲ漢宣帝賢臣ヲ降ス王褒ニ頌ヲ作ル唐玄宗中興頌元次山ヲ作ル劉伶ニ酒德頌ヲ頌ハ形容の成其功ヲ云其形容ヲ云ふ故ニ頌歌ヲ以テ文選ニ云賛ヲ頌ヲ称ス亦ハ名ヲ異ニ頌ハ万物の形容ヲ

頃一賛八人ニ[illegible]

俳諧頌

李由

此篇俳諧の姿情を形容し其徳を美とする也

俳諧の起源は神代の一神ふ[illegible]神代ちうちうに男と女と連歌ちうちうに其[illegible]武連歌ふ和歌ふ[illegible]言葉武[illegible]ちうちうに俳諧誹諧滑稽諧謔謎字空戯鄙諺狂言九門の系より出[illegible]俳諧誹諧誹読滑稽諧謔謎字空戯鄙諺狂言九門の系より出[illegible]

代より定[illegible]ふ[illegible]御物のそもそも古今の載後拾遺[illegible]今の[illegible]も九品の中に[illegible]見[illegible]武の風俗[illegible]羅[illegible]流[illegible]

此[illegible]俳諧の起[illegible]神代[illegible]義[illegible]

十編[illegible]和歌[illegible]天の[illegible]伊弉諾伊弉冊の

[illegible]天照[illegible]虚実[illegible]

[illegible]天の細女[illegible]

[illegible]武連歌[illegible]俳諧[illegible]

[illegible]九品の中に[illegible]俳諧[illegible]

[illegible]俳諧[illegible]

[illegible]俳諧[illegible]

[illegible]

ることし滑稽ハ俳もっぱらとして其心異形のさまを謎字ハ
なぞくのやうにいへる之空戯ハいたづらに携りて実なきをいふ也
鄙語ハいやしき詞にきこえて言をかざる之狂言ハはかなき戯を
いふ之狂言といへる語にいたりては大いに戯を為といへども
俳優とハ俳諧のことにや宗祇云俳諧尾切諧ハ胡諧切ホ之
今此をもていふ時ハ絶流の義ハ物をいふも能にいふ人のありぬるをも
いふ也もうしいはなれるものハ本流にして不用之本流の心ハ
俳道教道非正道進正道と云るにあれ可其史なる滑稽伝に云
抑ものあれば又いふ但今の俳諧のことハ此説を用ゆる非なると
いふも九州の解の為に始ていふものなり
石筆の早態(ワザ)に花月のあらたに記し大雅にすゝみ
清色の元は一書要に示して余所の有るを伝る也獨存無言の

行は倭ハ旅居山野の道遠にもありて豪貴にもあるハ鄙賤
にもあるを転換の今に親の心にかゝぬ年にも合ぬ行ぬ日本
俳諧師は中ら進野花村意に睦月五月のうち何にも遊ぶ
山川万里の景にたくさむ又俳ハ市中にかゝる山林のさびしさ
らしむるゆへ全く山居の道具にあらん目にみえぬ鬼神を泣しめ
勇武の心を和らぐるものハ詩歌連俳共に其風あらしめるべし
世の中にも一芸の活法にかゝる者也しか忽チ千歳の今に至る
はなり俳諧の徳なる也鄙言俗語にて君子の心ともなふ
此意今の俳諧の姿情を形容す睦月五月のことハ睦月
五月はさみだれの比のものをいふ之鄙言俗語にて天子
いやしき事と見る俳諧の姿を云之鄙言の心ハ歌連歌の上を
ふくめる之文中にいふへきなる也

連歌ハ德ゐるゝして世をひろめ世ゐ
一代八百韻ハ花ゝ宗なりしゝ宗長の所ゝ
の勅撰ハ影ゝ殺ハ毒ゝ多ゝ雲ゝ爺ゝ人ゝの婦ゝ法德ハ
俳諧伝流ゝ拾ゝ捨ゝ法ゝ世ゝ風ゝ世ゝ德ゝ
彩風をなすゝ世ゝ德ゝ

此ゝ連歌ハ對ゝ俳諧ゝ德ハ稀ゝ宗祇氏ハ百韻ゝ
花ゝ宗ゝ雨ゝ宗ゝ所ゝ雨ゝ宗ゝ勅撰
と書ゝ連ゝ歌ゝ新ゝ式ゝ花ゝ雨ゝ打ハ雨ゝ宗ゝ
首ハ二句ゝ七ゝ五ゝ句ゝ俳ゝ德ハ法ゝ德ハ
伝流ゝ拾ゝ捨ゝ其ゝ稀ゝ有ゝ
和歌連歌ハ上ゝ代ゝ流ゝ新ゝ式ゝ
すゝ世ゝ稀ゝ有ゝ義ゝ

蕎麥切頃

和漢三才圖會云按用蕎麥麪煉作餅以棒拗之或卷或擴令如筆卷畳之細切投沸湯暑煮之洗淨用醤油汁食之和山葵茱萸等薬辛物可也

蕎麥切ハ何ゝ時ゝ出ゝ始ゝ
ゝ
伊吹蕎麥天下ゝ
海ゝ
の能ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
ゝ
此ゝ蕎麥切ハ食用ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

常ハ胃の氣ばかりにて脾の虛氣ハ[illegible]

なるゆへ[illegible]の虛氣ハ[illegible]

[illegible]

此[illegible]薬[illegible]切の能[illegible]

[illegible]国[illegible]曰氣味甘微酸微

寒陰氣寛腸胃故氣盛上氣之疾及有濕熱者宜之

若脾胃虛寒人食之則大脫元氣而落鬚眉日用食性

[illegible]中風ハ活體氣虛弱榮衛調

[illegible]或ハ表熱頭眩煩悶恐或ハ潤色勞力[illegible]傷[illegible]

[illegible]

[illegible]人の罪となる[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ慎貪欲の[illegible]不化[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

佐使の付合なれは蕎麦の汁に胡椒の粉の折形は備へ都の
方にては山葵薑にしつらへて用ふるなれ
此辺ハ蕎麦素麪(?)合用のものはいふ之様ニ役立ることは
都方にハ何の御之何か無しに代物の多寡はいふや蕎麦ハ
本邦(?)源ふ上の松の店(?)にては切ハ名物とす世間の人足を留
へし 楷(?)品有馬ハ湯治場道の程毎も是をいさしく経
見へるまてなやさらて記すへし 君臣佐使といふハ蕎麦ハ
君之大根ハ臣下佐使の役之佐ハ補佐使ハ是ら役使ニて大根ハ
臣は後ふものなれハ臣といふ又使といふ之縁ニ大根は
同しもと胡椒山葵薑をさへしるハ君臣なる事なし
先師翁の此ろ何ら蕎麦切訓(?)諸ハ都の蕎麦兔(?)を定
一生続合せられしや花車を好みなる何か熟(?)しく

又ハ蕎麦の盛並之中に待遠なれハ只続く探盛(?)の大根
ふくミ蕎麦の出来(?)めて本性にハ立すとも佐宿(?)海老(?)ニ而
ひきねハ無(?)念蕎麦の境を男(?)なきの世の思ひ如何や
けり
此辺ハ都のそは切の京烏丸(?)ハ好ミ正風御(?)か好める
よし何もよく 總(?)捨ニする之そは切 細縄(?)ニ伏そは切か目出(?)
細縄(?)ハ云之正風御のそは切細縄ハ君の手紙(?)ニ為さ(?)
中されハ 君のそは切ハ蕎麦か好みてむつかしき之
唯田舎そはのつなね盛ゞ(?)ニてよけれと云大根ニなら
くらい蕎麦ニて好て本性ニ立すとも甘味の代土(?)
甚(?)ハ好みるの儀ニ而味ハ甚(?)ニてなかなかいさらて蕎麦
自ら(?)後人(?)の佐宿のよニ安全(?)かさねてはいふ正(?)

[illegible]

酒德頌

朱廸

晉劉伶字伯倫酒德頌を作る常に酒を携へて終日醉てさらに知なく志氣放暢して鞅を捨て糟を枕とす部と朱廸は酒を以て号とし其德を頌して其意を同じくす

伯倫酒德の頌を作る其德ありて言德なし因て胷虛の病を為す人酒毒を要腸の病を生ず部は德を德とし其醉の中に明なの交を以て彼藏の過を彰とす

佛のたまふ所の戒は盜を損ずる德なり伯倫損ずる德を同じくする人なり其德の高下あるべし

此を酒德の害を以て次に其德を挙げ劉伶の酒德の美を頌して曰觀落物撥如江漢之浮萍と其醉さめざるを以て德とし酒に心なき德なり因て胷虛の病を生ず朱廸甚害を無為に彼藏の過を佛の五戒を破酒を以て盜を損ずる仁義なし道家にて伯倫は甚隘狹なる心を同じくする人なりて酒德の利害を其心に知るべし劉伶の醉を可なり他人の醉は德を遠ざかる

我今酒の德を以て人に示す京師の酒店好丹陽の酒義

はこふ身ハ潤し且ふ屋ハ潤ふと德孫繍ふ見えたり
五倫八徳ふ腹ハ両にも常ハ古今修身の揚屋ふあらハ
大臣とあらそひ遊君供奉の場ふ住して八大種姓の者ハ
そう是ふ服酒代銀の志をも粗みへりきまでは手節の
歳暮とぞ又なるに八何し町の名を家名の別ふてあるも
小商家ハ酒の細望(ホツモトデ)旺も白壁ハ並へ大金の娘ヲ縁付
なしいまと世ふ上戸と云ふの得りて酒の徳ハ殊更ぞりきなれバ
下戸ハ何の得なく富るものふやといへどもしかしより下戸なりとて
こそ貧しきもの皆飲ぬけの金銀出て三ツ葉四ツ葉ふの酒蔵ハ
なかるる是も文理のそうあなかなるへし其上孫
なるんや
世ハ酒のみいて身帯ぞありとて富饒ふなりけれて

甚徳とはこの也前条のごとく酒ハ飲むものゝ多くハ狂薬ふ
して甚害多しといへども今又酒の徳ハ此ハいへバ買言ハ
わたく身ハ持つゝのをのみ甚京ハふ有伊丹名
酒造の名にて諸の池ハ大坂の富商ハ京八のしるとも
酒屋も多くなりへし身ハ潤し屋ハ潤ふハ甚利徳ハ
見てハふ徳庭縁繍ありと下ハ酒のみて富ハふ此酒蔵の
志浮も穂るへしといハ蒙之下の藤次ハ作り人家ヲ様の
音使わしく富貴ふてなるも大金の娘ふさと皆うけ
壹買の徳見えさるハいハ酒徳の害ハうけていふ酒ふ
害何とも下戸ハけれどいはんかハ下戸ハ何まれともかる
ものふやといへど下戸のひそかる藤なりといへとも下戸の辛
藤なしといふハ皆の飲ぬけの金銀出て三ツ葉四ツ葉ふの酒蔵

これハなけれとも酒飲むものなれハさるにて如何徳用ハいはさりし
酒ニ害あることを又理のうらに述へたり次ニ其の
酒徳ハいかにもありなんとして孫因芻人か論へしと也
ニ篇ニ思業ことハみつからを可然として古今の隔なく
見へさり猶つかの義を世にしめし酒に害あることを出し述へ
次かくのことき徳あるへく劉伶のことくはかりに酔ふてまさは
其害多し其理のかくれなき酒の用の方ニ有て其徳か
のこされ例の狂言の二言の内に有て朱蛆飲酒ハ
頌と名つけて酒の事を論しける頌と成也

石臼頌

此頌芭蕉庵の文庫にありし石臼ハ挽臼なり

芭蕉

市中に住むへく信慶にまみれぬものハ世に有ものの住居何ゆく
すくれたるもこの住居の心をしりことハかくし高山竹林の隠士も相
出ぬへきは人寛平華山の上皇も住居をこえしたるらは去而
芭蕉庵に来りて石臼のはなしのこと
此言ハ需頌の文にして始めて住居のさまの多くは世に其業を
遁るものハ石臼のいはることなくも何にさますさまし其信慶に
まみれぬものも住居の其業なりけれは果して信慶によこれぬ
といへは高山の四皓東園公綺里季夏黄公角里先生の四人も
住居ハ山居より出て漢の恵帝の招きに応し世塵にのかれ
すといへとも晋の竹林の七賢人阮籍嵆康山濤向秀劉伶
王戎阮咸の七人ハ放曠荒酔に世塵を避るものなれは住居
晋室に仕へまつりて官禄をうくるといへとも遁隠高隠の志有て

其術に長じ又寛平花山の上皇も佛事に
信仰深く御ましまし寛平の法皇を
英主の世と称せられ其術の程も
帝者賢人すべかりし信慶ふるき事にはあれど
いまだ石印のことなる
書を記せざりし
聖一國師は宋に渡り禪法を受け
まして素明禪師に謁し物ごとに
余ることなく禪を授けられ
の中ほどにて
始めなれば力たらず
あれども

此石印の功と
福多の開山之諱は弗圓後月葉科の人十歲にして
天台宗に學び十五歲にして三大部に終り十八歲にして
山に登り戒を
の無準に師事し
二年十月十六日七十九歲にて
双樹の下に
師の

意きて未練がましく捨てしといへる志あるの如くなるへし　実に平等安
佛乗に好みおかれしといふへき聖一国師にはあらし　又民部少甫
なりしがのこしく其功にいひて言葉もありしといへるは高の事に
いふ山僧なるを又介用なきものに得ん役の行者の甚だ遠きをみち
引く行法ハ当しといへるに又世知りて八国々にやしなふ事に鬻
其行法に修しもの歟と思ひて何をか八其数へられしも石臼の功ハ
上にあらんへしと之出にきりの上にあるへしと仍かに小文度にハ
功のまゝあるへしと何ハ小文度の方に従ふへしまゝの上にあらん
從之謙ハ禅遜辞譲の行のみの称名礎ハ推古天皇十八
年高麗の僧曇徴来て碾磑に造りし日本始まりしを
見知る揃(ヒキ)磑(ウス)に作るの始めとし其名揚りし御家にもある如に
最もかく称へてに弟婦とハ老婦の事にいふなり　尤て髪の毛

意しき一曲色又意して事ありしに老若と云ひし者にハけ
らしめしに能く又扇を戴せしハ聖人の法を之観とす白に
うハ尭舜に世しめてその貴かる一般に好むに似て必ず或は婦
人経にありての西色男に帯と同じて男婦をいふと何ぞぬ
わし
同じく云ふに好む時ハかかるに於て推し元祖の出来て行ひとする
意にみる時ハ季札か剣に懸けかかるのを別へし名に
如くなる盗人ハ何ぞと石田に如くなる盗人か云ふ　丈人の口に
みづからの至りとなりしや
此上又弟たる同義之甚だ待るゝ如くなる揺
其何の同きにいふ季札か剣の一能解しくし　按ずるに季札徐君
の墓にかけられし剣にかゝれハ其何来なりしを云ひし

碁盤とうけてをる石碑の文此碑の母碑とおぼしきものの
傳ひ多く所々に碁盤と呼ぶものあり碁盤を編集するにて
多く無へにして甚しきは碁盤の如き碑の如きものを碑
とするなり碁盤のよろしきものを用ひるとうけてを碁盤
碑中に碁盤を畫るの碑は光石碑の碑と又石碑
選び人今ふるく人の碑にみるこの碑のこと
自さしめるの方新の法ひとしき碑の碑にも碑ひとし
佛のものなれども行書なるもの碑にもおるものにも拙書にて
ちるふを例にとるるも文王の姫碑と碑ふる遠い
此碑一般の形容に出てたるの風碑のこと碑の碑
とは碑蓮のこと碑の碑にみるこの碑
佛の碑にはみるこの碑にも文王の姫碑と碑ふる

周の文王紂王の時代にあるこんと碑にはいふるも
碁鄙のいるものを形容せるこの碑
めるかるに
碑今碑のもつてきたるこの碑にもかるこの碑にも古
代のものにも碑にもの碑にも碑にもこの碑にも古
うるこのこのこの

[illegible]

西行上人像讃　芭蕉

團扇賛　荊口

紫芝岡賛　許六

神農像讃　涼兎

入學賛　許六

讃賛類

讃ハ釋名ニ称人之美ト曰讃其美を称して叙
[illegible]賛ハ漢東方朔傳ニ朔自賛

臣受易師古曰賛進也ト自讃義ト
[illegible]の文ハ傳賛論賛の類を言ひ讃賛ハ
図義ニ[illegible]ハ別ちて[illegible]ハ賛ハ[illegible]
[illegible]の義讃ハ人ニ[illegible]
[illegible]

西行上人像賛　芭蕉

西行上人画像の讃ハ西行の事ハ[illegible]讃義
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

賢義の時と云へし　其日菴の雨花小三幅對を懸

和歌の菓子のちるとも雨花

右　[illegible]　芭蕉

中　[illegible]　雲行師

九月のうち秋は病うれてせれ　涼菟

遠知らて如見菴ふるうの雨の霧と云て但山の集に

ありのうこ雪のうち秋は云くこと云ふうこと

神農像讃

涼菟

見て又画像の彫るうへ

野蒜麻麻人人を神と仰ぎ蔓菁を食

門もうこさはらの皇いうれ千善の位立りてもつみよ

物はきさしめはらしさはいへ毒の毒草のは邪悪なりこと

いの毒さくしを毒なるうこ活計なること

神農もせうへと芹ふ野蒜こうの

炎帝神農氏姜姓人身牛首繼風姓而立火德王淮南子

云ふ神農嘗百草之滋味一日而七十毒是醫方興

焉さはは涼菟の四はは邪悪もうの毒草はいの芹野蒜はつと

立氣すうの如うるうと春時の人情[illegible]

活計を運ぶるもの
中にあるべし

團扇賛

此篇賛にまた又俳義にて此畫ハ人ものもの
詩あり歌あり俳諧あるとまく八班女ハ妙せ俗にてい見たる
ちのあるなるを中ハ山路ハ信ぶ法師ハ
月の病ひにていまき團扇ふるいふるをうみて
淫なり上法下法ハ月の絵ハ合点も逆戻人合点の
ちるるハ中ハ俳の参照(アヒリモテ)人ハ一年ハ法師ハ
賛にて日

前口

詩あり賛あり俳諧あるとは團扇を主ぶるせるなるを班女ハ
漢成帝の妃の宮人班婕妤家の生まれ成帝に寵ありて
捨てられ詩作を班女ハ捨てられ班女ハ
知ると詩歌と班女ハ妙せ俗にてい
俗にて法師ハ宮人の柄の芭蕉ハ妙せ
が歌仙の巻にも出せるを主眼集新編
五の歌の月にて柄のすしハ團の月を実にて
月を柄にしていハ宮殿ハ宮殿にて
あるもなるなり月ふ絵人を感して妙の妙なる
五の歌の秋にいるるを人を十五夜の月を
にふるるに上法下法の月ハ月の絵を人ハ妙の
ある法逆戻にて色事のハ金ハ俳諧ハ分の

[illegible]

評六

入學賛

入學の學は學校の義にして學問所なり今俗語に入学傷逸とそれ入学
[illegible]
[illegible]
儒家の説に櫛子治よりして賛して曰く[illegible]
櫛樟七年のもとふ鈍にして[illegible]
[illegible]
[illegible]

櫛子[illegible]射御辯より解を賛して曰く賛依聊成の義
[illegible]
司馬相如傳子虛賦云其北則有陰林巨樹楩柟豫章
服虔曰陰林山北之林也豫章大木也生七年乃可知云
櫛樟の二木生ずるの始知るべかるべし七年の後よりして
[illegible]
[illegible]七年の後分[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

紫芝岡賛

五老井四絶之一絶也

評六

四絶の名は既に前にあらはれたれども土氣和らぎ芝草生ずと云
山谷瑞芝亭の記あり黄者如黄金とかいへり四皓秦の暴
虐に避けて高山に隠れ紫芝を以て療飢とかくの類
なるべし

靈芝の産するは王者仁慈あるに応じて必ずしも秦年長久の
時に限るべからざるなり秦代よりあらはれて待ちし
心ちさせる紫芝は石間に生じ代々あるべきなり
こゝに又地靈あるべし生ずべきなり
端命記曰王者仁慈則芝草生実と云ふ

聖代よりあらはれしと待ちしかの五老井の
世のかはり生じ出もきこゝに又聖代よりあらはれたるかの
石間にあらはれ出たるかの地にあらはれ出たるかの
地にあらはれ出たるかの今五老井に出たるかの紫
芝の図にしるしたる五老井の図上に紫芝の生ずるかの
ごとし此五老井の図上に紫芝の生ずるかの
ごとしこれ書画東坡著ふ小人の詩に
石に石芝あり上に出る者に出て物を食ふ味の龍蘇の
字の五老井の小竹に著ふ其高山に芝図のあるは
ふ著ふ余ふ五老井の地にあり来りあるなり感を賀して云

靈芝よ
四皓の孫のなるべきかの
神仙の如きなるべきかの

此節東坡の事なりて自賛すと東坡全集云夜夢ニ
遊人家堂西有小園古井石上有蒼石芝上生紫藤
如龍蛇葉如赤箭主人言此石芝也遂卒尔折食一枝其
味如雞蘇而甘明日作詩此語ハ引合せて自賛して
我きくいにしへ人ハ韓氏ハ楚なりしかハ執戟郎にいたり
いへる漢なりつるへしハ元帥なりし大漢に出て器物
と又同しく物なりとふ多物の茎葉ハ奥后伺うし
猫の仮器ハ達人なりて万貫の道具となす世と光用いること
用いらるるなるしかるに況久の出世出頭なる
るなるふ
此霊芝ハいかなるものなるの賛なる韓氏ハ楚なりていと

韓信なりしかとも漢書韓信傳曰項王恐使盱台人武
渉往説信謝曰臣得事項王数年官不過郎中位不
過執戟言不聴畫策不用故背楚歸漢漢王授我上
将軍印数萬之衆解衣衣我推食食我言聴計用
吾得至於此云云韓信とかくの如くと用いらるること
さるの況や出世の氣稟中和世道立人間一日紫芝
生ずること甚時世に初て出て出頭なること
なるなれ称讃の意なるいかるるなる

院艶書

書類

日蓮上人報書

韵會書写其言如其意也即贈答書簡の類なり
但簡は書編なり古しへ竹を彫りて行をつらねつ
故に簡といふ牘は書板なり板の長さ三尺故に書
三尺といふ札は櫛の歯の如くつらねて名をつけを
尺牘尺書の類いまもて短簡と称は四六の韻語
あるいはまた三尺書は長短ともに其状の異なる
なり

院艶書

場の院の所出の人とまた中宮の人
人のもとにたてまつるなり世にみな世に伝て艶書
なるものなり世の院の書ものなり
いと多し

厨子の国に条々ありと雖も所詮意のて文のさやる雖
うのごとくはまたものごとくなり多かりて深の文字の
つくるまなり
条々はまたまた多くあれども男ふ男ふとまつるや雖ふ
時の者度のふ伝は意の伝てこれの字なり
こと能といふ雖きは久字の通ずれ
うりとふ也ものといふ久字の
伝えるなるまなる言ふ也

日蓮上人報書

此書は日蓮上人鎌田鎌の方中の方ぬまるて行
書なり出るれ所なり

新書三年[illegible]の[illegible]二年沙の[illegible]五年南[illegible]
法蓮華経と四句いしい
此云一切[illegible]ハ慶法の恩の[illegible]
書のの如[illegible]人[illegible]阿佛房へ報書の因の
物文[illegible]
云ふ響同一[illegible]文の[illegible]
の[illegible]
[illegible]

風俗文選通釋巻之廿四終

風俗文選通釋巻之廿四 [illegible]

後序

法序弦の髮載の[illegible]既て序類の知る解[illegible]

汶村

以呂波文字後序

此以呂波文字の後序ハ此文選の假名書のゆゑ[illegible]

上古日本の文字いまて今[illegible]用[illegible]の西[illegible]
[illegible]漢字[illegible]て和の文字ハ[illegible]
[illegible]假名[illegible]萬葉書[illegible]訓[illegible]
用の[illegible]文字[illegible]
[illegible]源順の萬葉集の[illegible]
[illegible]假名ハ吉備[illegible]の製作[illegible]アイウエヲの五音

和国の文字なりて大和假名は此なるべし又いろは文字は
世尊経の作なるべし世尊一波羅一一説なり
以呂波仁保へと土知利奴留遠
彼十二字護命の作
和加与太礼曽門祢奈良牟宇為乃於久也末
計不已衣天安左幾由女美之恵比毛世寸
此三十五字は弘法の作
京の一字は傳教の作也いろはにほへと罪七字なるべし仏教
は字の如かて色鄙遠流の異なる玉なるべしは色なる
罪しかて一二三なる仏教の教なり聖徳宗の作なるべし
さふ帰なるべしふ又は宮海勒操仏教の三師共に造るべ
しなるべし又兼良の纂疏には四十七字は天竺梵字の拝彼漢
字を倣なる和字となりたるべし
此言我国に為けの文字なるべしなるべし日本
文字は天照大神大巳貴尊ふ告ふ霊命ふりて大巳貴
尊天八意命と思ひしるべして神代の文字なる造るべし
作へ知るべなり應神天皇の御字に至りて奉の世の
文字に始て用ひるべし中国の漢字に用るべし始なり
なるや今吉備の作知りて用るべし又楠正成
武具の名目に作るべし此三字四字のみなるべし
凡百字ふなりて假名なるべしは萬葉云のるべしふ日本
書紀なるべしは漢字なるべして文字の用なるべしと所假名は
文字の半仮なるべしなる用る吉備の造る知るべしふも疑なるべき
況吉備は八寶亀六年薨し弘法大師は同五年に誕生

吉備云ふ所の歌は経文に古備云
所偈名付作と和韻五字なりと云へり
抑云以呂波四十七字は和歌自以遠十二字護命
僧正作之自知遠守三十五字弘法大師賡之和漢三才圖
云空海一人之作必歟或曰京字最澄添之蓋不然延
暦寺叡昭之伊呂波無京字空海は高野山勒操は石淵
寺傳教は延暦寺護命は元興寺住僧と兼良云
一條禪閤のまへ天照大神の吳音即いろはの四十七字
其初句一二三四五六七八九十の訓よ合て色天照皇
霊句なりと
云ふいろはは国字にして天竺震旦なきことはいと
明白なり金剛頂経の梵字なり
梵字の字は長歌
短歌のまぢりあり未世ふ世ふ山ふ
はは法ふ仏ふ
中の字は
中川への字は
ちりぬるを
わかよたれそつねならむ
いろは
つの字は
世ふ
ある
抑
ゐ
の字は
ゑ
ひ
もせす
ん
ゑ
ひ
もせす
ん
ゑ
ひ
もせす
ん

出でたるとて世俗物語を歌きらば
富士野郎傾城の書ちらしたる字形よりは正字の体もなく
世俗字ふ走る人々なくなりたる果ていろはの字形ゆゑ
ものしたるなり

世俗いろはの全く漢字ふ基づき得たるは正字の通
うり色ハ香へと散ぬるを我が世誰ぞ常ならむ有為の
奥山ふ越てあさきゆめ見じ酔もせずいろはの歌
長歌短歌のさ由るうも其かゆゑ和歌ものうり正
ゆるやかなるべし也歌短歌のうハ皇国ふ於ては
ゆ細多し俗成古言ふ多ハ細一通ふ得ぬ歌
も亦短歌皆なうるこの為ゆゑなり
京極黄門定家卿の小倉百人一首ふ於ては定先なりし歌

その俗歌物語ふ見ゆ知るものは世ハのうちへ入れ
ゑ字ふ用る假名字ハ全く字心明ら上古の万葉書ふ
知るべし也天竺の陀羅尼字の類るし假名遣一通ふ
和歌のみ知るべきゆゑ吾俗俗の上ふ於ては
吟味ふ及ばず也うるべし只假名書のみ吾俗いろは
の正字ふ立てしかるゆゑ文字の正しきを
為うるべ文字ふ於ては古篆の篆書ふ違ふ
ものなり真ハ書也紀ハ書ふ出る篆ハ古篆ふ出て書ふ
別を知ふ於ては草書ふ精しかんと思ふ篆字ふ
用ゆる事ふ於ては正しきゆゑ和歌のいろは文字も
世俗字ふ於ては正しきゆゑに書ぶ於ては
正字ハ速ふ異国人さうみこのいろはの人茶氏

汶村風信文選の形つくりしかるに是を跋す皆
宝永三丙戌春三月望

皆假名書のものをいろはにて書くは
風信文選の假名書とすと先篇のごとく宝永假名
つくりの雲兮篇曰亭云の假名書いとしく
を彼基信の恢貝形のごとくいわゆる云くわゆる僅ふ
きりしたふ山名を書くゆゑにかたりまして今の世すべて
の假名書のそれ用いたるものの形書のおのおのさまざま
拾遺愚考にいはく説文云太篆周宣
王時史籀所作也小篆始皇時李斯所作杜詩云倉頡
鳥跡既茫昧字躰變化如浮雲陳蒼石鼓文已訛大小
二篆生八分書斷云楷書上谷王次中所作魏初有鍾

胡二篆為行書法又云漢興有草書不知作者姓氏
漢字の篆書真行草の文字の源を略書していろはの字
とのごとくかくふ書にて是ほかの字
せんるをもってこれを後序をいとい

五老井門人跋

此跋本書跋号ゆゑ假名書かくこと云ふ

右此本朝文選全部十卷者五老井許六先生之撰也嘗聞
先師芭蕉翁雖有此志文章未調而止之先生十五年來
繼此志終其功成雖然甚秘之深藏之門人等空歎朽
文庫二三子合力而僣發書笈為自他直其本書與書林
井筒屋彫之梓全無一字誤最無類本只恐僣衒罪可蒙

和歌三神御罰者乎寶永三丙戌年秋九月吉日

五老井門人

此跋唯梓行の事に迹るのミ宣歎の字ハ歎宣を作るべ
借発ハ潛発の誤なるへし為自他直其本書此語不換
の基なき故基知云ふ所なきやアの字の誤なるべし
僧云ふ所なき基語なきの所以ハ予が稚中之詳
なるべし

風俗文選通釋卷之二十四自序

叙

自今以往也吾輩居於有此文選之注釋
吾事止歟就諸事而不明了則與而默
給止乎去年時雨忘之須臾菴主人于異
乞歴者故或者之子將成于説經者迚先
業習于馬止歟又習於早歌云者了果就
乎麿嗜未了者毎可習歴説經暇而老
果樽止所日兮月兮暫麿不止了則為

指當分僂尓識止給些哉與令勸蔓程尓
此書速尓成了集與所有七部通旨弓者
可風俗文選通釋共云迚人〻尓麿耳語
集與聞些志安政五年戊午夏五

梅圃舍素英識